

## 前回の検討会における指摘・意見等の要約

(実際の委員の御発言を要約して掲載しております。)

- 1 個々の事業者へ環境配慮のための経済的インセンティブを与えて、環境負荷の低減を図りたいという政策手段的なものもあり、また、その環境保全対策費用は受益者に負担をしていただくという、いわゆる財源調達手段としての二面性はどうしてもある。(長谷川委員)
- 2 三重県の税収使途では、いわゆる公共関与の廃棄物処理センターだけでなく、民間施設も当然カバーしている。  
三重県では、最終処分業者の周辺の環境整備ということで打ち出したが、中間処理施設やリサイクル施設の周辺の整備はどうかという意見も出ており、それも含めて、今、県の中で検討している状況。  
三重県では、税収を不法投棄の監視・指導に要する経費に充当するというのが一番大きな税収使途。当初4億1,000万円の税収見込みが現在1億3,000万円の見込み。より取り組みを進めたいというものについて重点的に充てようとしたが、最終的には当然、一般財源でもやっていく。(長谷川委員)
- 3 現にもう地方では動いており、税ありきということで考えていくのであれば、税のあり方については目的を同じくして動いていかないと、問題が起きるのではないかと。(三本委員)
- 4 目的が一致していないと、課税対象者すらも違ってしまい、業界としては右往左往する一方である。(三本委員)
- 5 「産廃税」と聞いてもよくわからない。その目的がいま一つ明確になっていないから。(高橋委員)
- 6 實際上、産廃は全部排出業者がお金をかけているわけだから、市場の中では随分内部化されており、事実処理料金も高くなっていると思う。最終処分場が少なくなったこともあって、処理コストはすごく上がっている。もともと処分場が少なくなっていて料金も高いから、排出抑制は図れるのではないと思うが、なぜそれに上乗せして環境税をかけるのか、いまひとつよくわからない。(高橋委員)
- 7 税の目的は、最終処分場の確保ということが基本的な目的になるのではないかと。リサイクルに対する技術支援の方は多分、国の仕事だろう。しかし、

最終処分場の確保はそんなに一生懸命やっているのか。併せ技一本なのかもしれないが、どうも産廃税というのは目的がよくわからない。目的がわからないものは余り入れない方がいいのではないか。(高橋委員)

- 8 発生抑制に対しては法律ができ上がって、これから国民及び企業が努力していかなければいけないという段階において、同じ時期に税という形で発生抑制を抑えようという政策は、果たして合理的かどうか。(大塚委員)
- 9 最近、処分場あるいは中間処理施設、かなり料金が高騰している。排出事業者にも、以前のように安ければよかろうという考え方は今ではもうほとんどない。(川島委員)
- 10 できれば同じような対応で済ませるような手続にならないものかと思う。できれば事務処理を簡素化してもらいたいというのが排出事業者側からのお願い。(川島委員)
- 11 A県では課税対象者が排出事業者、B県では処分業者となると、違った徴収が生まれてしまい、非常にややこしくなる。目的が1つということであれば、発生抑制という観点からして排出業者にかかるべき税であると考え。(三本委員)
- 12 出す側の方が都心であれば、廃棄物としての流れで言ったときに、他のB県に移った時点でその事業所のある地域において徴収義務が発生するとすれば、おのずから、地域、地域で施設を構えることによる環境的な負荷に対する恩恵がそこで得られるというようなこともあるので、単純に物事を考えていった方が無難である。(三本委員)
- 13 減量化された原因が他の経済的要因の変化によるものか、税によるものか、なかなかその分析は難しいのではないかと。大きく「発生抑制」と打ち出したとしても、「本当かいな」と言われそう。(碓井委員)
- 14 三重県のケースでは、流入抑制や追い出し効果の影響はまだ不明。税額的には4億1,000万円の税収が1億3,000万円に落ちたということだが、1,000トンという免税点があり、1,000トン未満であれば逆に他県から流入してくるという現状。必ずしも流入抑制をやっているわけではなくて、1,000トンを超える県内企業は当然のことながら、環境経営を推進してほしいということで環境と経済を同軸でとらえた環境経営に取り組んでおり、域外への流出について障害とはなっていないと理解している。(長谷川委員)
- 15 流入抑制も排出抑制についても実証的なデータがあるわけではない。(長谷川委員)
- 16 地方自治体には「迷惑施設はなるべく来てほしくない」という本音があるのではないかと。税がここまで来ているのだから、そのかわり、自治体とし

てはバランスを持って、この部分は阻害している要因だからこちらの方の政策は変更していく、というようなことがなければ、税ありき、ほかの部分は一切変えない、そういう形でいけば、ますます逼迫して閉塞感が出てくるだけだと思う。トータル的な問題として自治体には考えていただかなければ、産業廃棄物行政はなかなか前へ進まない。(大塚委員)

17 多分、地方自治体にとって最終処分場、中間処理施設を含めて、迷惑施設だという考え方があるのは事実だが、基本的には、最終処分場にしろ中間処理施設にしろ、必要なことは地方自治体は十分認識している。北九州市は、もともとのづくりのまちとしてやってきた土地で処分場の確保や中間処理施設の確保については、将来を見通しての動きをやってきたつもり。(大庭委員)

18 発生抑制という観点で言うと、このトン当たり 1,000 円ぐらいかけると、それが削減コストの比較でどう理解されているのか。削減コストがそれより安ければ削減していくわけだが、物によって、業界によって削減コストがそんな簡単に一律で決まっているとも思えない。(高橋委員)

19 削減ではなく、リサイクルを進めたいということになると、リサイクルのコストはすごく高い。この程度ではとてもリサイクル促進になっていないのではないかと。リサイクルとの関係はどういうふうに理解されているのか。(高橋委員)

20 リサイクルする場合、一番安いのは多分サーマルリサイクルであって、燃やしてしまえばいいので、サーマルリサイクルを国がマテリアルリサイクルと同レベルのものと認めないという方針をとっている限り、どうなるのか。(高橋委員)

21 廃棄物として単一のもの、例えば素材が一定化すれば自動的に市場が生まれてくるというような方向にある。実は建設系の廃棄物についてはなかなかそれが進まない。混合してしまうというような現状がある。分別され、単一のものとして回収できれば、これは自然にリサイクル市場として回っていく。(三本委員)

22 排出抑制という、廃棄物行政全体の一番重要な目標でもあるわけだから、そこを強調されるのは自然だとは思う。「排出抑制」というのは言葉としては言うが、制度全体の趣旨を本当にそれで説明しているのではないのではないかと。むしろさまざまな施策の中の1つであって、その全般の施策として最終的には排出抑制に向かっていくが、税そのものは、やはり財源調達というところが本当はあるのではないかと。(小早川座長)

23 三重県では、制度設計したときに5年で一応見直しの機会を持つとして

おり、一度その辺で整理をしたい。今のこの議論の中では答えが出せないが、実際、県外から流入されてくるのが少なくなっているというのは事実。県外の方々が年間 1,000 トンを切ってきたというのは、かなりこの税収の中では影響がある。(長谷川委員)

- 2 4 我々住民は住民税を払っており、法人は法人事業税や住民税も納めているから、本来はその中に含まれていてもいいコストであるにもかかわらず、なぜ産廃だけが取り上げられて別に税金をかけられなければいけないかという点では、若干の疑問がある。スウェーデンなどを見ても、結局、埋め立てのコストがほかのもの比べて余りにも高かついたので、そのコストを吸収するためという理由があって、埋め立てについてだけまず税金をかけるというスタイルでスタートした。我が国では一体、ほかのもの比べて埋め立てのコストだけを何とかしなければいけないという根拠があったのかどうかということを検討しないと、三重県がやったから自分たちも法定外目的税はいいんだということでは、私は根拠が薄いと思う。

ただ、地方自治体は自分たちでお金を集めるべきという議論も一方ではあるわけで、産廃税というのは地方分権を確立するための一つの手段であり、やはり埋め立てのコストが他のもの比べてちょっと高くなっているのか、こういうところに目をつけてやっているのか。

住民の立場からすると、一体どれくらい住民税のほかに税金を取られるのかという意味で物すごく不安になるというのも事実であり、なぜつくったかという根拠も少し明確にしておかないと、住民は不安に思うのではないか。

(飯野委員)

- 2 5 課税自主権という観点からすると、国税なり、あるいは法定地方税なりで措置するのではなくて課税自主権でそれがなされておるということは、それはまさに地域的な特殊性がある。さらには今ちょっと特別な時期なので、恒久的な国の制度としてつくるのはどうか、例えば自治体が工夫して差し当たりのことをやりなさい、そのようなこともあり得るのかと思う。(小早川座長)

- 2 6 施策を行うのに必要な財源云々というが、それはそれぞれの地方公共団体で多様であり得る。そこを十分分析する必要があるのではないか。スウェーデンはもともと、今でも基本的にはそうなのだろうが、最終処分場を地方公共団体まで設置しているわけで、そのコストが膨大にかかるから、それは非常に説得力がある。そういう説明は今の日本では、少なくとも、あまねくだとする論議にはならない。公共関与も、地域によって必要性が異なるだろう。(小早川座長)

27 多分、すべての税は最終的に転嫁されて初めて消費者の判断に応じて、廃棄物が少ない業界とか公害の少ない業界に変わっていくと思う。一廃の例で言うと、廃棄物がいっぱい出る業界のものは国民の負担が大きいということであれば、国民は多分、廃棄物が出ない業界のものに、あるいは出ない企業のものにシフトする。そういう意味では、税をかけるというのは一般的には国民の選択に応じてになると思う。

産廃税も全部転嫁でき、それは全部消費者が負担する、ということになれば、それはそれでいいが、その転嫁のメカニズムができないままでは、弱い者いじめではないか。結局、産廃税というのは第二法人税ではないのか。一番安易な財源調達手段でやっているのではないか。(高橋委員)

28 例えば産業廃棄物と担税力というのはどういう関係なのか。産業廃棄物を出す業界に担税力があるとはとても思えない。(高橋委員)

29 転嫁ということで、国民の選択の中で自立的に産業構造を選んでくるといふ仕組みになっていない限り、この産廃税というのは、いずれにせよ中途半端な税なのではないか。(高橋委員)